

保険契約諸手続の猶予、被保険者義務の猶予・減免、被保険者の経済的負担の減免について、貿易一般保険(個別保険)を例とした具体的な内容は以下のとおりです。

1. 保険契約手続の猶予

① 保険申込等（バイヤー登録、個別保証枠の手続含む）

- ・ 保険申込等の期限が定められているところ、当該期限を猶予し、原則として船積予定日前までに申込み等の手続を行った場合には、以降の所定の手続を進めることとします。

② 各種内容変更通知、承諾申請

(7) 重大な内容変更等の通知義務

- ・ 重大な内容変更の日から1か月以内かつ保険期間内にNEXIに変更承認申請書を提出する義務があるところ、1か月以内又は保険期間内に提出できない場合でも期限を猶予し、損失発生通知（危険発生通知含む）の提出までに通知いただければ、期限に遅れたことを理由とする保険契約の解除、保険契約が効力を失ったとみなすこと又は保険金の不払い若しくは返還請求を行わないこととします。（重大内変以外の内容変更については、従来どおり、保険期間内（損失発生通知（危険発生通知含む）の提出まで）に通知いただければ結構です。）

(4) 保険金受取人指定等通知

- ・ 保険金受取人を指定、変更又は廃止した場合には、1か月以内に保険金受取人指定等通知書をNEXIに提出する義務があるところ、1か月以内にNEXIに提出できない場合でも期限を猶予し、保険金請求前までに提出があれば、期限に遅れたことを理由とする保険金の不払い又は返還請求並びに保険契約の解除を行わないこととします。

(7) 保険目的等譲渡承認申請等

- ・ 保険の目的又は保険金請求権を譲渡しようとする場合、保険目的等譲渡承認申請書等を事前にNEXIに提出する義務があるところ、NEXIに提出できない場合でも提出を猶予し、損失発生通知（危険発生通知含む）の提出までに通知いただければ、保険目的等譲渡承認申請書の事前の不提出を理由とする保険金の不払い又は返還請求並びに保険契約の解除を行わないこととします。
- ・ また、NEXIの承認を受けて譲渡を行う場合、譲渡の日から1か月以内に保険目的等譲渡終了通知書をNEXIに提出する義務があるところ、1か月以内にNEXIに提出できない場合でも期限を猶予し、損失発生通知（危険発生通知含む）の提出までに通知いただければ、期限に遅れたことを理由とする保険金の不払い又は返還請求並びに保険契約の解除を行わないこととします。

(I) 質権等設定承諾申請等

- ・ 保険の目的又は保険金請求権に質権又は譲渡担保を設定しようとする場合、質権等設定承諾申請書等を事前にNEXIに提出する義務があるところ、NEXIに提出できない場合でも提出を猶予し、損失発生通知（危険発生通知含む）の提出までに通知いただければ、質権等設定承諾申請書の事前の不提出を理由とする保険金の不払い又は返還請求を行わないこととします。
- ・ また、質権又は譲渡担保の解除等をする場合、質権等設定解除等申請書等をNEXIに提出する義務があるところ、NEXIに提出できない場合でも提出を猶予し、質権等設定解除等申請書等の事前の不提出を理由とする保険金の不払い又は返還請求並びに保険契約の解除を行わないこととします。

③ 保険料の納付

- ・ NEXIが指定する日までに、保険料全額をNEXIに納付する義務があるところ、期限までにNEXIに納付できない場合でも期限を一定期間猶予し、延滞金納付請求及び保険契約の解除並びに保険金の不払い又は返還請求を行わないこととします。

④ 事故関連の各種通知、申請等

(7) 損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知

- ・ 損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知った日から 15 日以内かつ決済期限前に、事情発生通知書をNEXIに提出する義務があるところ、期限までにNEXIに提出できない場合でも期限を猶予し、期限に遅れたことを理由とする保険金の不払い又は返還請求並びに保険契約の解除を行わないこととします。

(イ) 損失発生及び危険発生の通知

- ・ 損失発生通知（危険発生通知含む）について、期限内（例えば、相手方の 3 か月以上の債務の履行遅滞の場合には、危険発生通知について決済期限から 45 日以内）にNEXIに提出する義務があるところ、期限までにNEXIに提出できない場合でも期限を猶予し、期限に遅れたことを理由とする保険金の不払い又は返還請求並びに保険契約の解除を行わないこととします。

(ウ) 入金通知

- ・ 損失発生通知（危険発生通知含む）の提出後に入金があった場合、入金のあった日から 1 か月以内かつ保険金請求以前に入金通知書をNEXIに提出する義務があるところ、期限までにNEXIに提出できない場合でも期限を猶予し、期限に遅れたことを理由とする保険金の不払い又は返還請求並びに保険契約の解除を行わないこととします。

(I) 保険金の請求

- ・ 保険金の請求は、期限内（例えば、相手方の 3 か月以上の債務の履行遅滞の場合には、決済期限から 3 か月を経過した日以後、決済期限から 9 か月以内）に保険金請求書等をNEXIに提出して行う必要があるところ、期限内にNEXIに提

出できない場合でも、NEXIは約款上の「正当な理由」に該当するものと認め、期限に遅れたことを理由とする保険金の不払いを行わないこととします。

(オ) 保険金請求期間の猶予期間設定申請

- ・ 通常であれば、NEXIは、保険金請求期間内又はNEXIが定めた猶予期間内に被保険者から行われる保険金請求期間の猶予期間設定申請を受けて保険金請求の猶予を認めているところ、猶予期間設定申請書の提出が遅れたことを理由とする保険金の不払いを行わないこととします。

(カ) 回収金納付通知

- ・ 保険金の請求がなされた後に回収金があった場合、原則として回収日から1か月以内に回収金納付通知書をNEXIに提出する義務があるところ、期限までに回収金納付通知書を提出できない場合でも、NEXIへの違約金納付を求めないこととします。

2. 被保険者義務の猶予、減免

① 債権保全義務

- ・ 被保険者の債権保全義務について、被保険者が必要な管理保全措置を行えない場合でも、それを理由とする保険金の不払い又は返還請求並びに保険契約の解除を行わないこととします。

② 損失防止軽減義務

- ・ 被保険者の損失防止軽減義務について、被保険者が必要な損失防止軽減措置を行えない場合でも、それを理由とする保険金の減額、不払い又は返還請求並びに保険契約の解除を行わないこととします。

③ 回収に努める義務

- ・ 被保険者の回収に努める義務について、被保険者が必要な回収努力を行えない場合でも、それを理由とする保険金の不払い又は返還請求並びに保険契約の解除を行わないこととします。また、原則として、NEXIへの回収委任を認めます。

④ 回収義務履行状況報告義務

- ・ 被保険者が回収を行う場合に、被保険者による回収義務履行状況のNEXIへの報告義務について、被保険者が適切に行えない場合でも、それを理由とする保険金の不払い又は返還請求並びに保険契約の解除を行わないこととします。

⑤ 回収金納付義務

- ・ 被保険者による回収が行われ、回収金があった場合、被保険者はNEXIに回収金を納付する義務があるところ、その納付期限を猶予します。また、期限経過後の納付となった場合も、NEXIへの延滞金納付を求めないこととします。

3. 被保険者の経済的負担の減免

① 未経過保険料の全額返還等

- ・ 罹災により輸出を履行できなくなり輸出契約を解除した場合に、保険料納入前であれば、保険申込みの取下げを可能とします。また、被保険者が既に保険料を支払っていた場合には、保険期間未経過分について、最低返還保険料未満であっても保険料を全額返還します。

② サービス回収費用の全額免除

- ・ NEX I が被保険者から回収の委任を受けて回収を行う場合に、サービスに委任することに伴い発生するサービス回収費用について、通常であれば被保険者が填補割合に応じて負担するところ、原則としてNEX I が全額負担し、被保険者の負担分を免除します。

以上